

公益社団法人 日本ダンス議会(JDC) 東部総局

アマチュア昇降級規程

第1章 目的

第1条 本規程は、公益社団法人日本ダンス議会(以下「JDC」という。)が公認し、JDC 東部総局(以下「JDC 東部」という。)が主管する JDC アマチュア競技会における競技会クラス(以下「級」という。)の昇降級の基準を正確に定めることを目的とする。

第2章 適用

第2条 本規程は JDC 東部主管の選手権、A 級競技会、B 級競技会、C 級競技会、D 級競技会、ノービス競技会に適用するものとする。

第3章 競技年度

第3条 競技会の年度は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。

第4章 認定

第4条 成績は競技会終了後の公式な最終成績とし、級は個人に付与される。
また、成績は同一年度内の成績とし、獲得した成績は翌年度に繰り越さないものとする。

第5条 本昇級規程は、同一年度内に JDC 東部アマチュア競技会に3回以上出場し、出場回数の内、最低 1 回自己級競技会に出場した選手に適用するものとする。但し、ノービスから D 級への昇級はその限りではない。また、ボールルーム、ラテンそれぞれの自己級、上位級競技会に3回以上出場し、その内最低1回が自己級競技会であった場合、本降級規程内の「年度内に3回以上出場」に該当するものとする。

第6条 JDC東部アマチュア選手新規登録(過去にJDC東部アマチュア選手登録をしており、2018 年度以前に継続登録をしていない選手を含む)をする場合、他団体(JBDF、JCF、JDSF、2018 年度 DSCJ)の持ち級を自己申告により申請することにより JDC 東部の級とすることができる(所持級以下での登録は可能)。

第5章 昇級規程

第7条 (1)ノービスから D 級

- ①ノービス競技会において、エントリー組数の30%以内の成績を獲得した場合、即日 D 級昇級とする。
- ②ノービス競技会において即日 D 級昇級した選手が同日開催の上位級競技会に出場し準決勝以上に入賞した場合、その結果をもって即日 D 級昇級とする。その場合ノービス競技会における即日 D 級昇級は当該選手を除く上位入賞選手に対し①を適用する。

(2)D 級から C 級

D 級の選手が D 級競技会に出場し、エントリー組数の20%以内の成績を獲得した場合、1/2 昇級資格を獲得する。年度内に 1/2 昇級資格を2回獲得した場合、年度末に C 級昇級とする。

(3)下位級からB級

C級以下の選手がC級競技会に出場し、エントリー組数の20%以内の成績を獲得した場合、1/2昇級資格を獲得する。年度内に1/2昇級資格を2回獲得した場合、年度末にB級昇級とする。

(4)下位級からA級

B級以下の選手がB級競技会4種目戦に出場し、エントリー組数の20%以内の成績を獲得した場合、1/2昇級資格を獲得する。年度内に1/2昇級資格を2回獲得した場合、年度末にA級昇級とする。

但し、B級競技会2種目戦に出場し、エントリー組数の20%以内の成績を獲得した場合、1/4昇級資格を獲得する。年度末1/4昇級資格を2回獲得した場合、年度末1/2昇級資格を獲得したものとする。

第8条 B級以下の選手が、予選、準決勝、決勝が行われる選手権又はA級競技会に出場し決勝に入賞した場合自己級競技会の1/2昇級資格を獲得したものとする。

但し、自己級競技会において年度末昇級が決まっている場合は自己級の1つ上位の級での1/2昇級資格を獲得したものとする。

第9条 1/2昇級資格は第8条該当の場合を除き各級別競技会のみ資格とし、上位級競技会で獲得した資格は下位級競技会の資格としては適用しない。

注(1) 全ての昇級資格対象の成績は端数切り上げ、最大6組までとする。

注(2) 昇級資格対象成績の最下位が同点の場合、同点の全組を昇級資格獲得とする。

注(3) ノービスの選手(登録級の無い選手)はノービス競技会においてD級に昇級した場合、上位級昇級規定が適用される。

第6章 降級規程

第10条 (1)A級からB級

A級選手が選手権又はA級競技会において年度内に3回以上出場、又は準決勝1回入賞の何れかを満たさなかった場合、年度末にB級に降級とする。

(2)B級からC級

B級選手がB級競技会及び上位級競技会において年度内に3回以上出場、又は準決勝2回入賞、又は決勝1回入賞の何れかを満たさなかった場合、年度末にC級に降級とする。

(3)C級からD級

C級選手がC級競技会及び上位級競技会において年度内に3回以上出場、又は2次予選進出2回以上、又は準決勝1回入賞の何れかを満たさなかった場合、年度末にD級に降級とする。

(4)D級からノービス

D級選手がD級競技会及び上位級競技会に2年間出場しなかった場合、ノービスに降級とする。

注(1) 同点にて準決勝進出の場合、準決勝進出組全てを準決勝進出として扱う。

注(2) 予選がフリーパスで準決勝が行われない競技会の場合、出場組全てを準決勝進出 1/2 とし、同ケース2回で準決勝に1回進出したものとする。

注(3) 1次予選、リダンス、決勝で行われる競技会の場合、決勝進出組全てを準決勝進出したものとする。

第7章 救済措置

第11条 怪我、病気等で長期間競技会出場が不可能な場合、所定の届出が行われた場合に限り降級を免除する。

第12条 年度内残り3競技会出場のため他団体の級を移行し JDC 東部の級を取得した場合、当該年度末での降級を免除する。

第8章 附則

第13条 本規程は、2019年1月1日より施行する。